

倉吉市薪ストーブ等導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市薪ストーブ等導入事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金は鳥取県が令和5年度以後に市に交付する鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金（以下「県費補助金」という。）をその財源の一部としており、補助金の交付を受ける者（第3条第1項において「補助事業者」という。）は、前項の規定によるもののほか、県費補助金に係る交付要綱その他の規程の規定に従わなければならない。

(対象設備)

第2条 補助金の交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は別表の第1欄に掲げるものとする。

(交付目的)

第3条 補助金は、地域の脱炭素化及び再生可能エネルギーの利用の推進を図り、地球温暖化防止に貢献することを目的として交付する。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自らが居住する市内の住宅（店舗、事業所等との併用住宅を含む。以下「住宅」という。）に対象設備を設置する者
- (2) 住宅を自ら所有する者又は対象設備を法定耐用年数にわたって設置することについて当該住宅の所有者の承諾を得ている者

(補助金の交付)

第5条 市は、補助金の交付の目的を達成するため、補助対象者が行う別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助金の額は、別表の第2欄に掲げる額とする。ただし、当該額に千円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。
- 3 補助事業は、前項に規定する補助事業者及び補助事業者と同一の世帯に属している者に対し、各対象設備の申請回数はそれぞれ1回限りとする。

(交付申請の時期等)

第6条 補助金を受けようとする者は、対象設備の設置工事に着手する前に倉吉市薪ストーブ等導入事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助対象設備の設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書若しくは見積書の写し又は売買契約書の写し
- (4) 補助対象設備の仕様等を説明する資料
- (5) 補助対象設備の設置工事着手前の現況写真及び付近の見取図

- (6) 隣接住宅居住者同意書（様式第4号）
- (7) 薪ストーブ等導入事業対象設備設置承諾書（様式第5号。設備を設置する住宅の所有者が申請者以外に存在する場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類
（交付決定の時期等）

第7条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から14日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第6号によるものとする。

3 第1項及び第5条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

（変更承認申請等）

第8条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、補助金額の増額又は減額を伴う変更以外の変更とする。この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の規定にかかわらず、様式7号の申請書による。

2 前項の規定は、補助事業等を中止しようとする場合について準用する。この場合において、中止についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の規定にかかわらず、様式8号の申請書による。

3 第6条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。

（検査員による検査）

第9条 規則第14条の規定による検査員は、補助事業の完了予定の日までに補助事業の完了の状況を確認するための検査を行うことができる。この場合において、補助事業者は当該検査の実施に協力しなければならない。

（着手届及び完了届）

第10条 補助事業の着手届及び完了届の提出は省略することができる。

（実績報告の時期等）

第11条 補助金交付決定者は、補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）が完了した日から起算して20日を経過する日又は当該事業の補助金の交付を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 対象設備の設置費に係る領収書の写し
- (4) 対象設備の設置状態を示す写真（設置前・設置後）及び対象設備が設置された住宅等全体の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の支払）

第12条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条の規定にかかわらず、様式第10号による。

（交付額の確定の通知）

第13条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第11号によるものとする。

(財産の処分制限)

第14条 規則第25条第2項ただし書の期間は、10年とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、別表第1欄に掲げる木質バイオマス熱利用機器とする。
- 3 第5条第1項前段の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、承認を受けようとするときは、あらかじめ補助対象設備処分承認申請（様式第12号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業効果の報告)

第15条 補助金の交付を受けた者は、市長が事業の実施による温室効果ガスの削減量等を把握しようとするときは、市長の求めに応じて報告するものとする。

(その他)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。
 - 3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 附則（令和6年4月1日改正）
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 補助事業		2 補助金額
事業名	対象設備	
薪ストーブ等導入事業（右の対象設備を設置する事業）	<p>次に掲げるいずれの要件も満たす薪ストーブその他の木質バイオマス熱を利用する機器</p> <p>（1）木質燃料（薪、木質ペレット、木質チップ等）を利用し、発生した熱を利用する機器で、2次燃焼構造等排煙を減少させる構造であること。</p> <p>（2）設置前において使用に供されていないこと。</p> <p>（3）補助対象者が発注する事業者と設置工事を行う事業者は県内事業者（県内に本店又は支店等がある事業者で、その県内にある本店又は支店等）であること。</p>	<p>対象設備の本体及び付属器（本体の稼働に不可欠な器具をいう。）の価格に5分の1を乗じて得た額又は総事業費（国若しくは他の地方自治体の補助金又は寄付金その他の収入を除く）に3分の1を乗じて得た額のうちいずれか低い額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）で180,000円を限度とする。</p>

倉吉市長 様

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

倉吉市薪ストーブ等導入事業費補助金交付申請書

倉吉市薪ストーブ等導入事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の名称 薪ストーブ等導入事業
- 2 算定基準額（見込み） 円
- 3 交付申請額 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 補助対象設備の設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書若しくは見積書の写し又は売買契約書の写し
 - (4) 補助対象設備の仕様等を説明する資料
 - (5) 補助対象設備の設置工事着手前の現況写真及び付近の見取図
 - (6) 隣接住宅居住者同意書（様式第4号）
 - (7) 薪ストーブ等導入事業対象設備設置承諾書（様式第5号。設備を設置する住宅の所有者が申請者以外に存在する場合に限る。）
 - (8) その他市長が必要と認める書類

手続き代行者

住 所			
事業者名			
電話番号		担当者名	

収支予算（決算）書

（1）収入

区 分	予算（決算）額	備 考
補助金	円	倉吉市薪ストーブ等導入事業費補助金
自己資金	円	
その他の収入	円	
計	円	

（2）支出

区 分	予算（決算）額	備 考
設置工事費 （本体及び付属器購入費を含む）	円	
消費税額及び 地方消費税額	円	
計	円	

様式第4号（第6条関係）

隣接住宅居住者同意書

（申請者）

様

（設置場所） 倉吉市

私の住宅に隣接する建築物に薪ストーブ等導入事業の対象設備を設置することに同意します。

（隣接住宅居住者）

年 月 日同意

住所 倉吉市

氏名

印

※設置場所に隣接するすべての住宅の居住者の代表者（申請日時点で居住している場合に限る）の同意を得ること。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

倉吉市長様

承諾者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

㊟

薪ストーブ等導入事業対象設備設置承諾書

薪ストーブ等導入事業において、申請者に対して法定耐用年数内における善良な管理業務を果たすことを条件に、申請者が倉吉市薪ストーブ等導入事業費補助金交付要綱第5条第1候に規定する対象設備を設置することに承諾します。

記

- 1 設備の設置場所 倉吉市
- 2 設備の設置者（申請者）
- 3 申請者との関係

様

倉吉市長

倉吉市新ストーブ等導入事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった倉吉市新ストーブ等導入事業費補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

補助金の対象事業は、薪ストーブ等導入事業とする。

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、倉吉市新ストーブ等導入事業費補助金交付要綱（令和5年3月28日生活産業部長決裁。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合にあつては、変更後の額）のいずれか少ない額により行う。

4 補助規程の遵守・その他の条件

- (1) 補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。
- (2) 補助金は、間接県費補助金等に該当するので、その交付の条件に従わなければならない。

年 月 日

倉吉市長 様

補助金交付決定者 住 所
氏 名
電話番号

薪ストーブ等導入事業変更承認申請書

年 月 日付受 第 号をもって交付決定通知に係る事業について、下記のとおり変更したいので、倉吉市薪ストーブ等導入事業費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称 薪ストーブ等導入事業
- 2 交付決定額 金 円
- 3 変更後の額 金 円
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由
- 6 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 対象設備の設置に係る費用が変更となる場合、変更後の費用の内訳が記載された工事請負契約書又は見積書の写し
 - (4) 対象設備の仕様等が変更となる場合、変更後の対象設備の仕様等を説明する資料
 - (5) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

倉吉市長 様

補助金交付決定者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

薪ストーブ等導入事業中止承認申請書

年 月 日付受 第 号をもって交付決定通知に係る事業について、下記のとおり変更
中止したいので、倉吉市薪ストーブ等導入事業費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称 薪ストーブ等導入事業
- 2 交付決定額 金 円
- 3 中止理由

倉吉市長

申請者 住 所
ふりがな
 氏 名
 電話番号

補助事業等実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定のあった薪ストーブ等導入事業の実績について、倉吉市薪ストーブ等導入事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

記

補助金等の名称	倉吉市薪ストーブ等導入事業費補助金		
交付決定(ア)	算定基準額		交付決定額
		円	円
実 績(イ)		円	円
差引(ウ=ア-イ)		円	円
添付書類	1 事業報告書（様式第2号） 2 収支決算書（様式第3号） 3 対象設備の設置費に係る領収書の写し 4 対象設備の設置状態を示す写真（設置前・設置後）及び対象設備が設置された住宅等全体の写真 5 その他市長が必要と認める書類		

手続き代行者

住 所			
事業者名			
電話番号		担当者名	

補助金交付請求書

倉吉市長 様

請求者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

年 月 日 第 号で交付確定のあった倉吉市薪ストーブ等導入事業費補助金の支払について、倉吉市薪ストーブ等導入事業費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称 薪ストーブ等導入事業
- 2 請求金額 一金 _____ 円
- 3 払込先

振込先融機関名 (支店名等)		
口座番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
フリガナ		
口座名義人		

- 3 添付書類
 - (1) 交付額確定通知書の写し
 - (2) 補助金等受入額調書
 - (3) 口座振替支払申請書
 - (4) 振込先金融機関の通帳の写し

番 号
年 月 日

様

倉吉市長

倉吉市薪ストーブ等導入事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日 第 号で交付決定のあった倉吉市薪ストーブ等導入事業費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおりその交付額を確定したので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1 補助金の名称 倉吉市薪ストーブ等導入事業費補助金

2 確定交付額等

補助金の確定交付額は、次のとおりである。

- | | | | |
|-----------|---|---|-------------|
| (1) 確定交付額 | 金 | 円 | [交付決定額のとおり] |
| (2) 算定基準額 | 金 | 円 | |
| (3) 交付決定額 | 金 | 円 | |

3 補助規程等に従わない場合の補助金の返還等

交付額確定通知があった場合でも、規則又は要綱の規定に従わないときは、規則第21条第2項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、並びに規則第22条第2項、第23条第1項及び同条第4項の規定により、交付決定の額を超えた部分の補助金の返還を命じ、及びそれについての加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。

4 補助金の支払予定日 年 月 日

倉吉市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

補助対象設備処分承認申請書

倉吉市再生可能エネルギー活用促進事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

- 1 設備の設置場所 倉吉市
- 2 補助事業者氏名
- 3 設置年月日 年 月 日
- 4 処分予定年月日 年 月 日

5 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他
----	----	----	----	----	----	-----

「その他」については、具体的に[

]

6 処分の理由